



サモアの「近代的」な政治に対する現地住民の反応 (1873-1936年) ——海外地域との関係や人々の多様 性に着目して——

矢野, 涼子

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2023-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8227号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008227>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



(別紙様式 3)

論文要旨

氏 名 矢野 涼子
専 攻 文化相關
指導教員氏名 小澤卓也教授

論文題目 (外国語の場合は日本語訳を併記すること)

サモアの「近代的」な政治に対する現地住民の反応 (1873-1936 年)
——海外地域との関係や人々の多様性に着目して——

論文要旨

本研究では、1873 年から 1936 年におけるサモアの「近代的」な政治に対する現地住民の反応を、「1870 年代サモア政府」(1873-1876 年)、ドイツ植民地政府 (1899-1919 年)、ニュージーランド統治政府 (1919-1961 年) の 3 つの「近代的」な政府の分析を通して、明らかにすることを試みた

キャンベラ学派を中心としてこれまで展開されてきた太平洋諸島史研究では、3 点の課題が指摘されている。1 点目は、太平洋諸島史を専門とする歴史学者が太平洋諸島に注目するあまり、地域を超えた大きな連関を無視してしまう結果となり、太平洋諸島で起こった出来事と「帝国」との関係がよく分からなくなっているということである。2 点目は、自らの理想を求めて、活動した能動的な存在 (= 主体) として書かれたのは、太平洋諸島のエリートたちのみであるということである。3 点目は、現代史が放置されていることである。

こうした問題を解決するために、サモアの「近代的」な政府の設置に焦点を当てた。3 つの政府が設置される際にサモアの現地住民は、その政府の設置過程や運営段階において、欧米人とその政府のあり方について交渉を持ったり、要求を突き付けたりしている。そこで、サモアの現地住民の多様性を捉えた上で、彼らが海外地域の政府や諸組織に訴えた内容を検討することにより、現代史を含めた太平洋諸島 (サモア) と海外地域との関係を描き出すことを試みた。具体的には、3 つのそれぞれの「近代的」な政府において、①統治と運営に対する現地住民の反応 (これは現地住民の多様性にも留意しながら捉えるようにした)、②政府の設置、運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域の関係、③現代史との位置づけについて検討をした。

各「近代的」な政府の分析の結果を通時的に捉えることにより、また、太平洋諸島史の 3 つの課題に答えることにより、以下 4 点のことを示すことができた。

1 つ目は、サモアの現地住民が海外地域の人々に訴えを起こす際の手法の変化である。「1870 年代サモア政府」においては、「近代的」な政府の受入の拒否や、欧米人に対する実力行使が行われた。ドイツ植民地政府下においては、サモア事件での実力行使や第一次マウ運動における示威運動が確認できた。ニュージーランド統治期のサモアでは、実力行使ではなく、嘆願書を海外地域の政府や諸組織に提出するという手法がとられた。サモアの現地住民が海外地域の人々に訴えを起こす際の手法は、実力行使から段階を経

て嘆願へと変化していったといえる。

2 つ目は、サモアの現地住民の行動範囲の広がりである。「1870 年代サモア政府」の時期には、サモアにいる欧米人と交渉を持ったり、彼らに対し抵抗を示したりする、サモアの現地住民の姿が確認できた。ドイツ植民地政府期になると、フィジー、ハワイ、ニュージーランドなど近隣の島の動向をも把握し、協力体制を整えようとするサモアの現地住民がいた。さらに時代が下り、ニュージーランド統治期になると、嘆願という手法を用い、サモアの外、つまり海外地域にまで、サモアの現地住民が働きかけるようになっていった。サモアの現地住民から海外地域への働きかけが、当初はサモア内に滞在していた欧米人に対し主に行われていたのに対し、後には海外地域の政府や諸組織にサモアの現地住民が働きかけるようになっていったのである。

3 つ目は、サモアの現地住民が国際関係の中での主体として活動するようになったことである。これは、2 点目と重複する側面もあるが、サモアの現地住民の活動範囲が広がるにつれて、彼らが国際関係の中で自らの理想を求めて、活動するようになっていった。また、その過程で、ファサモアという「サモアのやり方」「サモア流」を意味する言葉が、サモアの現地住民に重視されるようになった。さらに、ニュージーランド統治政府期には、女性までもが海外地域に対して嘆願を行っている。ここからは、女性までもが主体になったという、サモアにおける主体の広がりを読み取ることができる。

4 つ目は、1873 年から 1936 年を通じて、サモアにおいてマタイ制度や首長の存在は、政治の「近代化」が進もうとも残っていく、サモアの現地住民にとって欠かせないものであることが伺える。ただし、本研究で明らかになったのはここまでであり、マタイ制度や首長の存在が残り続けた理由については今後の課題としたい。

これまで、サモアの現地住民の存在は、歴史の中で十分に描かれてこなかった。歴史の中に彼らが書かれることがあっても、それは一部のエリートを太平洋諸島の地域研究の文脈でとらえたもの (彼らの島内での活動に注目したもの) か、欧米人の視点から描いたものであった。サモアを事例に、政治の「近代化」に巻き込まれた太平洋諸島の現地住民の実態と多様性を提示することに加え、当時の国際社会を太平洋諸島の現地住民の視点から描き出したこと、および太平洋諸島とそこに存在した現地住民を地域研究としてだけでなく、世界史の文脈にまで引き上げたことが、本研究の成果である。

論文審査の結果の要旨

氏 名	矢野 涼子			
論文題目	サモアの「近代的」な政治に対する現地住民の反応（1873-1936 年） ——海外地域との関係や人々の多様性に着目して——			
判 定	合 格 ・ 不 合 格			
論文チェックソフトによる確認	☒ 確認 ☐ 未確認 理由：			
審 査 委 員	区 分	職 名	氏 名	論文審査結果について
	委員長	教授	井上 弘貴	☒ 確認
	委 員	教授	小澤 卓也	☒ 確認
	委 員	芦屋大学・教授	窪田 幸子	☒ 確認
	委 員			☐ 確認
	委 員			☐ 確認
要 旨				
本研究は、歴史学的手法に則り、1873 年から 1936 年までのサモアにおける現地住民の「近代的な政府」（具体的には、アメリカの影響を受けた「1870 年代サモア政府」〈1873-1876〉、ドイツ植民地政府〈1899-1919 年〉、ニュージーランド統治政府〈1919-1961 年〉が含まれる）に対する反応とその変化について、欧米諸国や周辺諸国との関係性や現地住民の多様性をふまえつつ、現地住民の視点から論じたものである。 専門研究者の間でよく知られているサモア史研究の困難さは、サモア人が書き残した文書が少ないことであるが、本論文は既存のサモア史研究では取り上げられていない首長や女性住民の嘆願書を発見してその内容を分析し、さらにアメリカ、ドイツ、ニュージーランドで入手した関係諸国の文書を積極的に参照してこれをカバーしている。先行研究を十分に分析・検討した上で、これらの史料を基盤として独創的な結論を導き出しているところに本研究の特徴がある。				

本論文の主たる目的は、王道的なイギリス帝国史研究を批判して太平洋諸島住民の視点からの史実探求を求めた「キャンベラ学派」の研究業績を発展的に継承しながら、その残された未解決の 3 点の学問的課題について、サモア史を事例に解き明かすことにある。その課題とは、①欧米諸国の介入で設置された「近代的な政府」に対するサモア住民の反応、②サモアと海外地域の間で築かれた関係、そして、③サモア現地住民運動の現代史の中での位置づけ、である。これらの点を詳らかにすることは、サモアのみならず、太平洋諸島全域の小国における住民の主体的な独立運動について理解する上でも大きな意義がある。

①については、サモア現地住民の外国支配に対する抵抗運動が、当初は暴動のような手段であったのに対し、やがて西欧諸国がサモアに導入しようとした「民主主義」的手法を逆手に取る形で、嘆願書を用いた抵抗運動が主流になっていくと明示した。新聞などを通じて、サモア人女性が虐待されているかのようなプロパガンダがなされた事例についても考察している。また、嘆願書の内容が、有力首長、一般の首長、女性住民など、その立場の違いから多様であったことを具体的に示した上で、それにもかかわらずインフルエンザの流行や有力首長の死が、人々を第二次マウ運動へと向かわせたことを論証した。

②については、サモア現地住民が、アメリカ、イギリス、ドイツの高官と粘り強く交渉していたことを示した上で、有力首長のなかにアメリカ合衆国憲法の内容を理解し、当時の国際関係のなかのサモアの位置性について理解する人物が存在したことを指摘した。さらに、そうした国際理解に立脚して、ドイツ植民地政府に対抗していたサモア現地住民が、ハワイ、ニュージーランド、フィジー、アメリカへと戦略的に嘆願書を送付していたのだと論じている。帝国史のなかで、しばしば受動的な存在として描かれてきたサモア住民が、国際関係を十分に踏まえて主体的かつ戦略的に行動したことを明らかにした点で評価できる。

③については、3 つの「近代的な政府」に対するサモア現地住民の反応を比較した上で、1962 年のサモア独立の際に参照されたのは、「1870 年代サモア政府」時代に採用された「1875 年憲法」であると結論した。その要因について本論文は、この憲法がアメリカ合衆国憲法の影響を受けた「近代的」な政治制度の押し付けではなく、サモア現地住民にとって受け入れやすい伝統的な首長制度が併存していたことを指摘している。この時代の政治的経験が、ニュージーランド政府に対抗して「ファアサモア」（サモア流）を掲げた抵抗運動につながり、ひいては 1962 年の独立へ帰結すると論じている。この結論については、やや論証不足の感があるものの、19 世紀末から 20 世紀前半のサモア住民の動向の中に、その後のサモア住民の主権意識につながる歴史的基盤があったことを示した点で重要な学術的指摘だといえる。

審査会の質疑では、本研究で使用されている史料に関して、歴史学研究としての有用性やその限界について不明確な記述が散見される点が指摘された。また、一部の訳語や引用方法についても疑問が呈された。ただし、これらの点については、本研究を書籍化する段階で十分に修正可能な問題に過ぎず、本研究全体の学術的評価を揺るがすものではない。

以上のように本論文は、これまでのサモア史研究者や太平洋諸島史研究者が積み残してきた歴史学的課題の解明を試みる挑戦的かつ独創的な研究であり、総合的にみて博士号を授与されるに値する優れた学術的水準の研究論文だといえる。よって審査委員会は、学位申請者の矢野涼子に、博士（学術）の学位を得る資格があると認める。